## 生原稿「流出」等についての要望

に流出している問題について当協会は、当該作家のみならず多くの著作者にと てまことに不本意な事態であると考え、遺憾の意を表します。 ある現存作 家の生原稿 (肉筆原稿をさす。 以下「生原稿」 という) 妄り

出版社等で用済みとなった生原稿返還の要求を、 することを要望します。 管し、掲載・刊行済みとなった場合には、速やかに著作者本人又は遺族へ返還 等で用済みとなり次第、 い限り、 等」という)に生原稿を手渡す場合においても、その旨明確に意思表明をしな 全社員に対し、生原稿の所有権が著作者本人又は遺族にあり、十分な注意をも とは、すべての出版社等にとっても周知の事柄となっているものと協会は信じ 表明することが望ましいと考えています。 ています。それにも拘わらず、最近、 て保管し、返却すべきものであることを周知徹底されることを望むものです。 同時に当協会は、著作者・遺族にも、生原稿の所有権について正しく認識し、 当協会としては、 著作者、あるいは著作者の遺族は、出版社・新聞社等 (以下「 出版社等に生原稿を譲渡、あるいは所有権放棄はしておらず、 出版社等に対し、生原稿について、 また、そのためにも出版社等では、各社の担当部署の 速やかに返還されるべきものと考えています。 冒頭に記したような問題が生じているた 出版社等に対して明確に意思 企業の責任として保 このこ 出版社 出版

権利の 等に送られた書簡類については、 ます。このような書簡類の公表・ 担当者が十分に認識していなかったことに起因すると思われる紛争が生じて 意思に反して書簡類の公表・刊行をされると、著作者・遺族の有するこれらの まで著作者本人に残ります。 内容である著作物の複製権・出版権等の著作権、 するものです。 を得るべきであることを出版社等において周知徹底してい また関連して書簡類の問題についても指摘し、 私生活を妄りに公表されないこと等のプライバシーに関する権利は、あ いずれかを侵害することとなります。ところが、このことを出版社等の 従って、特段の事情がない限り、著作者・遺族 その所有権は受取人にありますが、 刊行については、事前に著作者・遺族の許 公表する権利等の著作者人格 要望します。 ただくよう強く要望 著作者から知 書簡類 ഗ

平成十八年七月三日

理事長 坂上 弘社団法人 日本文藝家協会